第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、いなべ市(以下、「本市」という。)が定める計画です。

本計画は、一般廃棄物を取り巻く環境の変化、本市が抱えるごみ処理の現状及び課題を踏まえ、ごみの排出抑制やごみの適正な処理を進めるために、また、生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

本市では、平成 20 (2008) 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」(計画期間: 平成 20 (2008) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 15 年間)(以下、「第 1 次計画」という。)を策定しました。

第 1 次計画では、ごみの総排出量の増加、古紙類及び古布類の資源回収量の低下等が課題として挙げられており、これに対して本市は、ごみカレンダーやごみの出し方ハンドブック、外国人向け(6 言語)に翻訳された分別早見表の配布により、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイバッグ運動の促進、拠点回収の拡大、有料化制度の検討、各家庭に対する生ごみ堆肥化容器の購入補助金の交付等を行い、ライフスタイルに応じたごみの減量とリサイクルの促進を図ってきました。

第1次計画が策定されてからこれまでの間に、我が国においては「廃棄物処理法」の改正や「環境基本法」に基づく「第五次環境基本計画」(平成30(2018)年)、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年)、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(平成30(2018)年)等が順次改正されてきました。このほか、令和元(2019)年には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋の有料化をはじめとするプラスチックの排出抑制等の取組が進められています。さらには、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取組が進められています。食品ロス問題については、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「SDGs」という。)において、「12つくる責任つかう責任」の中で具体的なターゲットとして設定され、世界の貧困地域で飢餓が発生している一方で、先進国では食べられる食品が大量に廃棄されているという現状を解消する目標が掲げられ、積極的に取り組むべき課題となっています。

このように、近年一般廃棄物処理を取り巻く社会情勢は著しく変化しており、本市においてもこのような状況に対応し、一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための中長期的な計画として本計画を策定し、循環型社会の実現を目指すものとします。

なお、策定にあたり、市民等の意見を広く求め、本計画への反映を行うために、「いな べ市パブリックコメント制度運用指針」に基づき、パブリックコメントを実施しました。 本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により策定するものであり、本市の上位計画である「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画(住んでいーな!来てい~な!活力創生のまちいなべ)」や、「桑名・員弁広域環境基本計画」に定められている一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策の方針を示すもので、本市における一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

計画の策定にあたっては、国及び三重県が定める一般廃棄物に関する基本方針や処理 計画等の上位計画や関連法令、各種制度等の内容に十分配慮するものとします。本市の 上位計画となる「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画」及び「桑名・員弁広域環境 基本計画」の概要は、表1.2-1に示します。

なお、本計画を実施するための具体的な施策等については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において定めます。

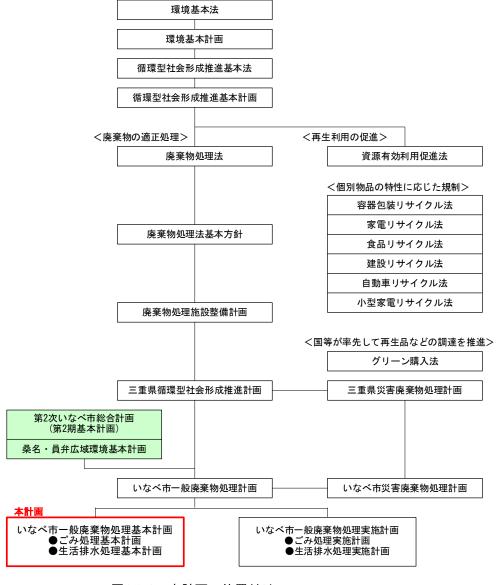


図1.2-1 本計画の位置付け

表1.2-1 上位計画の概要

区分	第 2 次いなべ市総合計画 (第 2 期基本計画)	桑名・員弁広域環境基本計画
計画期間	平成 28 年度~令和 7 年度 (令和 3 年度~令和 7 年度)	平成 26 年度~令和 5 年度
将来像めざす姿	住んでいーな!来てい~な! 活力創生のまち いなべ	地域のつながりで 環境を守り、育てる 桑員
基本理念基本目標	基本理念:いきいき笑顔応援のまち 基本目標 1. 快適で豊かな交流を生むまちづくり 2. 安全で自然と調和した暮らしづくり 3. 健やかに育ち個性が輝く人づくり 4. 生きがいと安心の地域づくり 5. 活発な産業による賑わいづくり	基本目標 1. 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり 2. 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり 3. 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり 4. 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり
本 計 画	<環境にやさしいまちづくり> 1. 分別収集の推進 (ごみカレンダー作成、HP等で外国語案内) 2. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 (桑名広域環境管理センター) 3. リユース、リサイクルの推進 (リサイクル品目の分別回収促進) 4. ごみの再資源化の促進 5. 生ごみの堆肥化促進による生ごみの減量 <美しい水環境の創出> 1. 農業集落排水地区を公共下水道へ統合 2. 未整備区域を計画的に整備 (R7年度の整備率の目標値100%)	<地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり> 資源の循環利用の推進 廃棄物の発生抑制 廃棄物の再使用・再生利用の推進 廃棄物の適正処理 廃棄物対策の推進基盤の整備 マらぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり> 環境保全等への対応 生活排水対策の推進 水資源の確保 (協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり> 住民・事業者・団体等の活動推進

備考: 桑名・員弁広域環境基本計画は、令和5年度計画期間終了に伴い、新たに令和6年度からの実施に向けて 計画を策定しています。

第3節 計画対象区域及び範囲

「廃棄物処理法」において、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

一般廃棄物は、産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物であって法律等に定められた 20 種類の廃棄物)以外の廃棄物で、「ごみ」と「生活排水(し尿・汚泥)」に分類されます。

さらに、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」と事務所 や工場での事業活動に伴って生じた「事業系一般廃棄物」に分類されます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法律等で定められたものは、特別管理廃棄物となります。

本計画は、本市の一般廃棄物を対象とし、ごみ処理についての基本計画を定めた「ごみ処理基本計画編(第3章)」と、生活排水処理についての基本計画を定めた「生活排水処理基本計画編(第4章)」で構成しています。

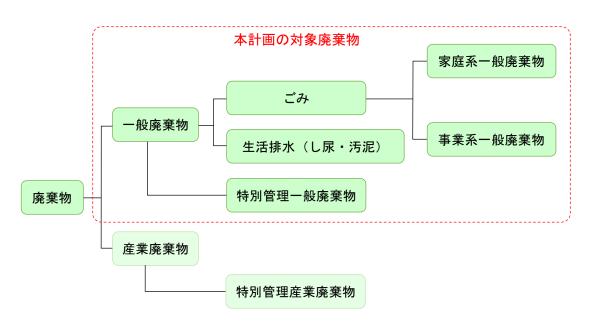


図1.3-1 本計画の対象となる廃棄物

第4節 計画期間

本計画は、令和 4(2022)年度を計画策定期間として、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間を計画期間とし、令和 9(2027)年度を中間目標年度とします。

なお、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

令和 5 年度 6 年度 7 年度 8 年度 9 年度 │10 年度 │11 年度 │12 年度 │13 年度 <mark>│14 年度</mark> 西暦 2023 2024 2026 2027 2029 2030 2031 2032 2025 2028 計画目標年度 計画初年度 -間目標年 本計画 度

表1.4-1 計画期間



第5節 計画の進行管理

本計画は、Plan (計画の策定又は改訂)、Do (施策の実行)、Check (評価)、Action (見直し)の「PDCA サイクル」により計画の進行管理を行います。

進行管理は、本市といなべ市環境審議会にて適宜実施施策の評価を行い、必要に応じて実施施策の見直しを行います。

また、計画内容に大きな変更等が必要と判断された場合には、いなべ市環境審議会の承認の上、計画内容の変更を行います。

なお、一般廃棄物処理実施計画については、毎年度の本計画の評価を踏まえて、策定を行います。

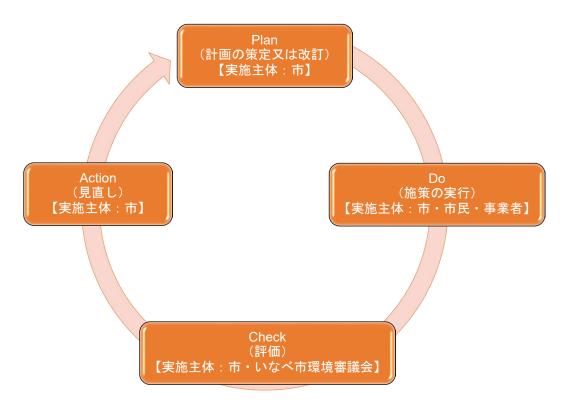


図1.5-1 PDCA サイクル